

令和6年能登半島地震 派遣職員の活動報告〔石川県中能登町〕

〔被災者生活再建支援交付金および義援金交付事務〕

派遣先 石川県 中能登町

派遣元 坂井市 財務部税務課 主事 櫻井 寛大

R6.4.18～R6.9.30（5カ月間）

《現地での活動内容》

令和6年能登半島地震により被災した世帯に対し、罹災証明書に記載されている住家の被害程度と再建方法（被害程度が半壊以上の場合）に応じて生活再建支援金を支給する「生活再建支援交付金」（以下、支援金）と、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられた募金を被災した世帯に配分する「義援金」の交付事務を担当しました。

1月から5月末日までの期間中、震災に関する諸手続きを一カ所で行えるよう、庁舎内に特設会場が設置され、主に支援金および義援金、住宅の応急修理制度、被災家屋の解体に関する（公費解体、自費解体）事務が集約されていました。

派遣された当初、私は、特設会場での総合案内も兼任していました。

《派遣を通じて感じたこと》

中能登町は、最大震度6弱を観測し、被災家屋は（罹災・被災証明書の発行件数）6,000件以上に上ります。震災により住家を追われた世帯、壁が崩れ、修理の目途も経たないまま生活している方など、不安にさいなまれながら、支援金の申請に来る方が多くいました。住民に少しでも寄り添えるよう、抱えている不安に傾聴し、できる範囲で問題解決に向けて尽力しました。

今回、能登半島地震で被害の大きい自治体では、市町（県）独自の支援金制度を設けています。既に福井県および県内市町では、同様の被害が発生した場合、被災者に対する支援制度を設け、迅速に対応しています。支援金や義援金は、世帯に対し直接的に給付されるため、被災した世帯にとって重要な制度といえます。より多くの世帯で支援制度を活用できるよう、制度の周知徹底や自治体のDX化が必要です。

事例として、中能登町では震災直後、罹災（被災）証明書の申請（後に支援金、義援金の申請も）にマイナンバーカードとLOGOフォームを活用したオンライン申請の受付を開始しています。申請者の選択肢を増やしながら、職員の負担を減らせる素晴らしいアイデアだと思いました。

自治体職員と住民が協力し、より早く復興できるよう、今回の震災地域の事例を参考に考えていく必要があると派遣を通じて感じました。



被災地の家屋被害状況



被災地の道路被害状況



石川県知事と災害派遣職員